

令和5年1月11日

2年生の保護者等の皆様へ

高知県立岡豊高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策における  
修学旅行への対応について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策（濃厚接触者等への対応、検査キットの無料配布事業）については、1月5日に「すぐーる等」にて保護者等の皆様にはご連絡したところです。

さて、2年生は、令和5年1月23日（月）から2泊3日の修学旅行に出発します。

つきましては、修学旅行の実施に際して新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策について旅行業者と協議を行い、学校の対応を下記のようにいたしましたのでお知らせいたします。

修学旅行出発まであと僅かとなりましたので、生徒及びご家族の皆様方につきましても健康観察をよろしく願いいたします。

記

**1. 新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者（自宅待機要請者）となった生徒について感染予防行動の徹底のため次の（1）～（3）の場合は修学旅行に参加できません。裏面を参照ください。**

- （1）有症状患者の場合 体調不良となった日（発症日）が令和5年1月13日（金）以降の者
  - （2）無症状患者の場合 検査により陽性が判明した日（検査日）が令和5年1月16日（月）以降の者
  - （3）濃厚接触者（自宅待機要請者）の場合 感染者との最終接触日が令和5年1月16日（月）以降の者
- ※ 参加できなくなった場合次のキャンセル料が発生します。

〔 1月13日（金）まで 旅行代金の20%、1月14日（土）から1月20日（金）の間 旅行代金の30%、  
1月21日（土）から1月23日（月）出発前の間 旅行代金の50%、旅行開始後又は無連絡不参加 旅行代金の100% 〕

**2. 生徒が旅行先で発熱した場合**

- （1）大阪府新型コロナ受診相談センター（24時間）へ旅行業者から連絡をし、対応可能な病院を紹介してもらい受診することになります。
- （2）陽性者となった場合、ホテルの保健室等の隔離部屋で一旦隔離し、域内の保健所の指示に従います。（大阪の宿泊療養施設への移動や療養期間等）
- （3）インフルエンザ等の感染症になった場合もホテルの保健室等の隔離室で隔離します。

**3. 旅行先で生徒が濃厚接触者となった場合（出発後家族が発症し濃厚接触者となった場合を含む）**

- （1）ホテルの保健室等の隔離部屋で待機（宿泊）となります。  
上記2及び3の場合を含め、現地で体調不良となり研修ができなくなった場合は、保護者に迎えに来ていただきます。

**4. 出発及び帰校後の健康観察**

- ① 生徒には出発前、帰校後の健康チェック表を配布し、健康チェックを行います。（令和5年1月13日（金）に配布予定）
- ② 修学旅行からの帰校日の翌日、令和5年1月26日（木）は家庭学習日とします。

<新型コロナウイルス感染の療養期間等>

※1 有症状患者の場合

発症日を0日目とし、次の日から数えて **10日間**

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
体調不良 	検査 陽性判明 	7日間の療養					10日間の感染予防行動の徹底				
								登校	✗		
								修学旅行	✗		





※2 無症状患者の場合

検査日を0日目とし、次の日から数えて **7日間**

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
検査日 	7日間の療養					5日間の療養に短縮する場合		陰性確認 
						登校	✗	
						修学旅行	✗	
7日間の感染予防行動の徹底								

※3 濃厚接触者（自宅待機要請者）の場合

感染者との最終接触日を0日目とし、次の日から数えて **7日間**

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
感染者との最終接触 	5日間の待機				3日間の待機に短縮する場合			陰性確認 
		陰性確認 	陰性確認 	登校	✗			
		修学旅行		✗				
7日間の感染対策の継続								